

第 120 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 4 年 10 月 20 日（木）

議題 1 「本県の現状について」

[結果]

本県の現状については、[資料 1-1](#)のとおり、昨日 10 月 19 日時点での本県の現状について、確保病床使用率は 14.0%、重症確保病床使用率は 0.0%となっており、また、直近 1 週間の累積新規感染者数は 1,960 人となっている。

直近 1 週間における 10 万人当たり累積新規感染者数と、確保病床使用率の関係については、[資料 1-2](#)のとおり、10 月 7 日以降、確保病床使用率は 20%を下回って推移しており、重症確保病床使用率も 10%を下回って推移している。

議題 2 「本県における今後の対応について」

[結果]

このように、県対処方針の移行基準としている確保病床使用率と重症確保病床使用率の両方の指標の数値が、「感染拡大防止対策期」の基準値としている 20%を 2 週間程度継続して安定的に下回っていることから、10 月 21 日以降、当分の間、警戒レベルを一段階引き下げ、「感染警戒対策期」とすることとする。

「感染警戒対策期」においては、[資料 2-1](#)のとおり、県民への協力依頼等について、「混雑した場所・感染リスクが高い場所への外出自粛するよう協力要請」を削除する。

県民への協力依頼等と、事業者への協力依頼等について、同じ内容を基にするものであるが、「同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避け、会食は 2 時間以内とするよう協力要請」を、今回の警戒レベルの移行に伴い、削除することとする。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、社会経済活動を着実に回復させるためにも、当分の間、引き続き、緊張感を持った感染拡大の警戒には、協力をお願いする。

マスクの着用については、[参考 2](#)の国の事務連絡「マスクの着用に関するリーフレットについて」のとおり、以前からのリーフレットに加えて、追加で、周知されたものである。今回の追加の周知の趣旨としては、屋外でのマスク着用については、季節を問わず、原則不要ということが強調されている。それ以外の、ここにある屋外・屋内でのマスク着用については、これからもお願いする。

県でも、色々な場面で周知をしたいと考えており、報道機関の皆さまにも、周知について、ご協力をお願いする。

感染予防対策について、資料2-2のとおり、県では、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種促進を図るため、改めて、広域集団接種センターを設置する。

接種日時は、11月から12月の土曜日・日曜日で、場所は、県庁本館の21階である。

接種対象者は、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の方である。

ワクチン接種のお願いについては、資料2-2の裏面のとおりで、県民の皆さまへ、年末年始に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大防止へのお願い及びインフルエンザとの同時流行も懸念されることから、色々な場面で、積極的にワクチン接種をお願いする。

PCR等無料検査について、資料2-2のとおり、感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を11月末まで延長して実施するので、報告する。

議題3「その他」

[結果]

(学校における対応について)

10月21日以降の学校における対応については、資料3のとおりで、県教育委員会において、一部対応を変更し、県立学校長に通知する。

主な変更内容としては、部活動について、これまで宿泊を伴う活動は、原則として、「不可」としていたが、校長が計画等を確認した上で適切に判断し、移動・宿泊等に当たっての留意点を取りまとめた「感染症対策チェック表（部活動宿泊編）」に従うことで、「可」とする。次に、これまで、原則として、部活動で活動した生徒等に、1人でも感染が判明した場合は、抗原検査等により、当該部活動の部員の検査を行い、結果が判明するまでは活動は行わないこととしていたが、変更後は「複数」の感染が判明した場合に、こうした取扱いを行うこと、などである。

それ以外の感染防止の取組みについては、引き続き、行っていただくもので、生徒の皆さまを中心に、ご協力をお願いします。

適切なマスクの着用については、引き続きお願いするが、徒歩・自転車での登下校時や体育・運動部活動時は、原則不要であることを、具体的に例示してお知らせし、適切なマスク着用を、改めて県教育委員会から県立学校に周知する。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。